

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書 令和5年6月15日 東京都知事 殿 提出者 住 所 東京都渋谷区道玄坂1-21-1 氏 名 日本航空電子工業株式会社 社長 村木 正行 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 03-3780-2711 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本航空電子工業株式会社 昭島事業所
事業場の所在地	東京都昭島市武蔵野3-1-1
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	電子部品・デバイス・電子回路製造業
②事業の規模	延床面積：79,000.36㎡（2023年3月末時点）
③従業員数	1,870人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥(特定有害)→脱水・凝集沈殿→残渣を再生利用 引火性廃油→焼却・油水分離→残渣を再生利用 引火性廃油(特定有害)→焼却→残渣を再生利用 強酸→中和・脱水・凝集沈殿→残渣を再生利用 強アルカリ→中和・脱水・凝集沈殿→残渣を再生利用 廃アルカリ(特定有害)→中和→残渣を再生利用及び埋立て 感染性廃棄物→焼却→残渣を埋立て 廃PCB→焼却→残渣を再生利用 廃石綿→熔融→残渣を再生利用

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

当該事業場では、特別管理産業廃棄物種類毎の適切分別及び保管を行い、処理に関しては、中間処理を含め専門業者に委託しております。

- ・組織体系及び責任者：廃棄物全般に係る管理体制として、ISO14001に基づき環境マネジメント組織の中で、産業廃棄物管理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者を定め、法令に基づく運用管理を行っています。
- ・運用及び教育：法令遵守、廃棄物削減、再生利用等に関し、教育等を行い適切な運用に努めています。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	7.14 t	63.18 t
	(これまでに実施した取組) 再利用等を進めゼロエミッションに努めております。 生産効率化、素材・材料等削減等の側面からもムダ取りを進めてきております。特別管理産業廃棄物の排出量は、生産高の増減、めっき施設のメンテナンスに起因したものとなっている状況です。昨年度は廃水処理施設の地下貯槽工事を行いました。点検貯槽数量が多く、貯槽の容量も大きかったことから約55tonの増加となりました。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	7.00 t	48.00 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も引き続き、ムダ取りとゼロエミッション化向上に努めてまいりますが、特別管理産業廃棄物の排出量は生産高の増減、めっき施設のメンテナンスに起因したものとなっている状況であります。 なお、今年度は、めっき施設のメンテナンスはありませんので、従来と同等の量を予定しています。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 多くはメッキ施設から廃棄されるもので、計約112tonの内、中間処理後、約60kgが再利用不可能なものとして最終処分されます。職域接種による感染性廃棄物の排出量が減少したため、再生利用不能量が10kg程度減少しました。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今年度も再生利用不能量を60kg程度に維持する予定です。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃石綿等	廃油（廃溶剤）
排 出 量	5.69 t	0.16 t	0.02 t	0.35 t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃石綿等	廃油（廃溶剤）
排 出 量	6.00 t	0.08 t	0.03 t	0.30 t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	
排出量	0.02 t	- t	35.22 t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	
排出量	0.10 t	2.00 t	19.00 t	- t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量	- t	- t	- t	- t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃石綿等	廃油（廃溶剤）
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃石綿等	廃油（廃溶剤）
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃石綿等	廃油（廃溶剤）
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃石綿等	廃油（廃溶剤）
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	- t	- t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	7.14 t	63.18 t
	優良認定処理業者への処理委託量	7.14 t	63.18 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			

(第4面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃石綿等	廃油（廃溶剤）
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃石綿等	廃油（廃溶剤）
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃石綿等	廃油（廃溶剤）
全処理委託量	5.69 t	0.16 t	0.02 t	0.35 t
優良認定処理業者への処理委託量	5.69 t	0.16 t	- t	0.35 t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	0.02 t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第4面) - 3

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	
全処理委託量	0.02 t	- t	35.22 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	0.02 t	- t	35.22 t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第4面) - 4

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類				
全処理委託量	- t	- t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	7.00 t	48.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	7.00 t	48.00 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	111.79 t	
(今後実施する予定の取組) 昭島事業所は、平成26年度から全ての産業廃棄物に対して電子マニフェストで運用を行っています。 また、新たな処理委託先の選定においても、電子情報処理組織加入を条件にしています。			
※事務処理欄			

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃石綿等	廃油（廃溶剤）
全処理委託量	6.00 t	0.08 t	0.03 t	0.30 t
優良認定処理業者への処理委託量	6.00 t	0.08 t	0.03 t	0.30 t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥（金属等を含むもの）	廃酸（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	
全処理委託量	0.10 t	2.00 t	19.00 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	0.10 t	2.00 t	19.00 t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類				
全処理委託量	-	t	-	t
優良認定処理業者 への処理委託量	-	t	-	t
再生利用業者への 処理委託量	-	t	-	t
認定熱回収業者 への処理委託量	-	t	-	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	-	t	-	t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。